

阪神水道企業団公報

平成20年 5 月 15 日

第210号

毎月15日発行
発行所
阪神水道企業団
神戸市東灘区西岡本
3丁目20番1号

目 次

◇規 則◇

- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
- 阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 阪神水道企業団公印規則等の一部を改正する規則
- 阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

◇訓 令◇

- 阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

◇管 理 規 程◇

- 指名競争入札参加者選定審査会規程の一部を改正する規程
- 物品検収規程等の一部を改正する規程

◇議 会 規 程◇

- 阪神水道企業団議会事務局規程
- 阪神水道企業団議会事務局公印規程

◇監 査 委 員 規 程◇

- 阪神水道企業団監査事務局規程
- 阪神水道企業団監査事務局公印規程

規 則

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年 4 月 1 日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団規則第 2 号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「(以下本条において「1 級職員」という。)」を削り、同項第 2 号中「(1 級職員にあつては対応号給)」を削り、同項第 3 号中「(1 級職員にあつては対応号給の 1 号給上位の号給)」を削り、同項第 4 号中「(1 級職員にあつては 1 号給下位の号給)」及び「(1 級職員にあつては対応号給の 1 号給上位の号給)」を削り、同項第 5 号中「(1 級職員にあつては 1 号給下位の号給)」を削り、同条第 2 項中「(1 級職員にあつては対応号給の 1 号給上位の号給)」及び「(1 級職員にあつては対応号給)」を削る。

第14条第 2 項中「庶務課長」を「総務部総務課長」に、「庶務課長等」を「総務課長等」に改める。

第16条中「庶務課長等」を「総務課長等」に改める。

別表第 1 中「次長」の右に「、所長」を加える。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団規則第3号

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則（昭和35年規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表6級の項中「及び次長」を「、次長及び所長」に、「110,000円」を「100,000円」に改め、同表5級の項中「81,000円」を「71,000円」に改め、同表4級の項中「52,000円」を「42,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年規則第5号）の一部を次のように改正する。
附則第2項及び第3項を削る。

阪神水道企業団公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団規則第4号

阪神水道企業団公印規則等の一部を改正する規則

（阪神水道企業団公印規則の一部改正）

第1条 阪神水道企業団公印規則（昭和35年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保管及び責任）

第3条 公印は次の各号に定める課、場、センター、所及び室において管守し、その長が保管及び使用の責に任ずる。

- (1) 企業団、企業長、企業長職務代理人及び副企業長の印（金銭会計事務に使用するものを除く。）は総務部総務課
- (2) 金銭会計事務に使用する企業長及び企業長職務代理人の印は総務部財務課
- (3) 部長及び浄水管理事務所長の印は当該部又は浄水管理事務所の庶務を担当する課
- (4) 課、場、センター、所（浄水管理事務所を除く。以下この号において同じ。）及び室の長の印はそれぞれ当該課、場、センター、所及び室

第4条中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

第7条中「廃き」を「廃棄」に、「庶務課長」を「総務課長」に改める。

様式第1号中「廃き」を「廃棄」に改める。

様式第2号中「課所室名」を「課場センター所室名」に改める。

（阪神水道企業団公報発行規則の一部改正）

第2条 阪神水道企業団公報発行規則（昭和35年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 議会事務局、監査事務局及びその他企業団の機関

（阪神水道企業団公印規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 阪神水道企業団公印規則の一部を改正する規則（昭和37年規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

（阪神水道企業団事業運営基金条例施行規則の一部改正）

第4条 阪神水道企業団事業運営基金条例施行規則（昭和61年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部経営管理課長」を「、総務部財務課長」に改める。

第3条中「経営管理課長」を「財務課長」に改める。

（阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部改正）

第5条 阪神水道企業団職員安全衛生管理規則（平成3年規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、「事業所」とは、阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第1号）第1条に規定する課（技術部浄水管理事務所総務課、浄水課及び施設課を除く。）、場、センター、所及び室並びに阪神水道企業団議会事務局設置条例（平成20年条例第5条）第1条に規定する局並びに阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第4号）第11条に規定する局をいう。ただし、総務課、経営企画課、財務課、浄水管理課、施設管理課及び工務課並びに議会事務局並びに監査事務局（以下「本庁」という。）は一の事業所とみなす。

第6条第2項中「施設管理課長」を「技術部施設管理課長」に改める。

第9条第2項中「庶務課長」を「総務部総務課長」に改める。

（阪神水道企業団庁舎建設基金条例施行規則の一部改正）

第6条 阪神水道企業団庁舎建設基金条例施行規則（平成4年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「経営管理課長」を「財務課長」に改める。

（阪神水道企業団職員就業規則の一部改正）

第7条 阪神水道企業団職員就業規則（平成11年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「庶務課」を「総務課」に改める。

（阪神水道企業団情報公開審査会規則の一部改正）

第8条 阪神水道企業団情報公開審査会規則（平成16年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「庶務課」を「総務課」に改める。

（阪神水道企業団職員職務発明規則の一部改正）

第9条 阪神水道企業団職員職務発明規則（平成20年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第7項中「経理課」を「財務課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（阪神水道企業団公印規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則施行の際、既に調整済の様式による用紙については、この規則にかかわらず当分の間従前の用紙を使用することができる。

阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

第1条中「本企業団」を「阪神水道企業団（以下「企業団」という。）」に改める。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 議会事務局、監査事務局及びその他企業団の機関
- (2) 企業団関係官公署
- (3) 神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の議会事務局
- (4) その他企業長において必要と認められるもの

第4条の次に次の1条を加える。

（縦覧）

第5条 公報は、企業団前の掲示場への掲示及びインターネットを利用する方法により、一般の縦覧に供するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月10日から施行する。

訓 令

訓令第1号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程（昭和34年訓令第153号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、精勤手当」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
（阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 2 阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程（平成18年訓令第1号）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削る。

管 理 規 程

阪神水道企業団管理規程第3号

指名競争入札参加者選定審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

指名競争入札参加者選定審査会規程の一部を改正する規程

指名競争入札参加者選定審査会規程（昭和41年管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「指名」を削る。

第1条中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。

第2条第1号及び第3号中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。

第3条第4項中「管理部長、建設部長及び総務部経理課長」を「総務部次長、技術部長及び総務部総務課長」に改める。

第9条中「経理課」を「総務課」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第4号

物品検収規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

物品検収規程等の一部を改正する規程

(物品検収規程の一部改正)

第1条 物品検収規程(昭和32年管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「貯蔵品については」を「貯蔵品にあつては」に、「固定資産については」を「固定資産にあつては」に、「経理課長」を「総務部財務課長」に改める。

(阪神水道企業団宿日直規程の一部改正)

第2条 阪神水道企業団宿日直規程(昭和33年管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第6条中「庶務課」を「総務部総務課」に改め、「主務係」の右に「又は担当」を加える。

第7条中「関係部課場所室長」を「関係する所属の長」に改める。

第8条中「庶務課長」を「総務部総務課長」に改める。

(阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第3条 阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程(昭和40年管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「管理部長、施設管理課長」を「技術部長、技術部施設管理課長」に、「事業場」を「場、センター及び所」に改める。

第4条第1項中「事業場」を「場、センター及び所」に改め、同条第2項中「あたる」を「従事する」に改める。

第8条から第11条までの規定中「施設管理課長」を「技術部施設管理課長」に改める。

第12条第1項中「施設管理課長」を「技術部施設管理課長」に、「あたつては、主任技術者をして、その保安上の監督にあたらせる」を「当たつては、その保安上の監督業務を主任技術者に行わせる」に改める。

第13条及び第16条の3中「あたつては」を「当たつては」に改める。

第19条第1項中「施設管理課長」を「技術部施設管理課長」に改める。

別表第1号表中「管理部」を「技術部」に、「事業所」を「場、センター及び所」に改め、「技術係」の右に「又は施設係(所にあつては施設課)」を加え、「(平成18年管理規程第1号)」を「(平成20年管理規程第2号)」に改める。

(阪神水道企業団公有財産管理規程の一部改正)

第4条 阪神水道企業団公有財産管理規程(昭和43年管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(公有財産の分類及び管理)

第2条 この規程において公有財産とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第238条第1項に規定する財産をいう。

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産に分類する。

3 総務部財務課長(以下「財務課長」という。)は、公有財産の管理に関する事務を統括する。

第3条第2項中「第2条第2項の区分に従い経理課長及び経営管理課長」を「財務課長」に改める。

第5条中「経理課長及び経営管理課長」を「財務課長」に改め、同条第2項及び第3項中「経理課長」を「財務課長」に改める。

第6条から第8条までの規定中「経理課長」を「財務課長」に改める。

第9条中「総務部経理課長」を「財務課長」に改める。

第10条中「手続き」を「手続」に改める。

第11条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

（交替勤務に服する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正）

第5条 交替勤務に服する職員の勤務時間等に関する規程（昭和48年管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「猪名川浄水場」を「浄水管理事務所」に改める。

（阪神水道企業団工事施行規程の一部改正）

第6条 阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「管理部」を「技術部」に、「建設部計画課長」を「技術部工務課長」に改め、同条第3号中「（昭和37年9月管理規程第1号）」を「（平成18年3月管理規程第1号）」に改める。

第7条第1項中「経営管理課長」を「財務課長」に改め、同条第2項中「経理課長」を「総務課長」に改める。

第8条中「経理課長」を「総務課長」に改める。

第17条第2項中「管理部長及び建設部長」を「技術部長」に改め、同条第3項中「経営管理課長」を「財務課長」に改める。

第26条中「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）」を「総務課長」に改める。

第29条中「庶務課長及び経理課長」を「総務課長」に改める。

第30条第2項中「経営管理課長」を「財務課長」に改める。

（阪神水道企業団工事検査規程の一部改正）

第7条 阪神水道企業団工事検査規程（昭和54年管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「管理部長及び建設部長」を「技術部長」に改める。

（阪神水道企業団庁舎防火管理規程の一部改正）

第8条 阪神水道企業団庁舎防火管理規程（平成3年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「管理部長」を「技術部長」に改める。

第3条第2項中「管理部施設管理課長」を「技術部施設管理課長」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

議 会 規 程

阪神水道企業団議会規程第1号

阪神水道企業団議会事務局規程を次のように定める。

平成20年3月27日

阪神水道企業団

議長 矢 田 立 郎

阪神水道企業団議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、阪神水道企業団議会事務局（以下「局」という。）の組織、運営その他処務に関し必要な事項を定めるものとする。

（係の設置）

第2条 局に次の係を置く。

議事係

(分掌事務)

第3条 分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 議場、正副議長室、議会会議室及び議会委員会室の管理に関すること。
- (4) 議員の身分、報酬、手当及び費用弁償に関すること。
- (5) 職員の人事、服務、給与及び旅費に関すること。
- (6) 局の予算整理に関すること。
- (7) 物品の購入及び修繕に係る事務に関すること。
- (8) 本会議、委員会及び議員協議会に関すること。
- (9) 請願書(陳情書を含む。)に関すること。
- (10) 議員の会議出席に関すること。
- (11) 会議の傍聴に関すること。
- (12) 議決及び決定事項の処理に関すること。
- (13) 議案の調査及び立案に関すること。
- (14) 議会諸規程の制定又は改廃に関すること。
- (15) 各種調査及び各種資料の収集に関すること。
- (16) 議決原本の保管に関すること。
- (17) 公聴会に関すること。
- (18) 会議録並びに委員会及び議員協議会の記録に関すること。
- (19) 情報公開に関すること。
- (20) 個人情報保護に関すること。
- (21) その他議会庶務に関すること。

(職の設置)

第4条 係に係長を置く。ただし、必要と認めるときは、局又は係に主査を置くことができる。

2 係長及び主査は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

(職の任命)

第5条 前条の規定により設けられた職は書記のうちから議長が任命する。

(臨時又は非常勤の職員)

第6条 前2条に定めるもののほか、企業長の定める規定の例により、臨時又は非常勤の職員及び職を置くことができる。

(職務の代理)

第7条 事務局長に事故があるときは、あらかじめ議長の指定した職員がその職務を代理する。

(事務局長専決事項)

第8条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員に関する人事の計画の立案及び事務分担を定めること。
- (2) 議会費の予算及び決算に関すること。
- (3) 告示、公告、発表その他公示に関すること。
- (4) 申請、通達、照会、回答等に関すること。
- (5) 統計、資料等の作成及び収集に関すること。
- (6) 文書の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (7) 職員の出張、休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (8) 職員の超過勤務命令及び休日出勤に関すること。
- (9) 物品の購入及び修繕に係る執行の決定、契約及びそれらの変更に関すること。
- (10) その他常例に属する事項

(専決の制限)

第9条 前条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、議長の決裁を受けなければならない。

(準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、局の運営その他処務について必要な事項は、企業長が定める規定の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

阪神水道企業団議会規程第2号

阪神水道企業団議会公印規程を次のように定める。

平成20年3月27日

阪神水道企業団

議長 矢田立郎

阪神水道企業団議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阪神水道企業団議会における公印の種類、保管、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類、様式等)

第2条 公印の種類並びに書体、形式、寸法及び用途は、別表のとおりとする。

2 公印は、朱印とする。

(公印の保管、使用等)

第3条 公印の保管、使用等については、企業長が定める規定の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

公 印	書体	形式	寸法	用途
阪神水道企業団議会之印	れい書	あ	方29耗	議会一般文書
阪神水道企業団議会議長之印	れい書	い	方21耗	辞令、議会一般文書、傍聴券
阪神水道企業団議会副議長之印	れい書	う	方18耗	議会一般文書
阪神水道企業団議会事務局長之印	れい書	え	方18耗	局長の一般文書

あ

阪	神	水	道
企	業	団	議
会	之	印	

い

阪	神	水	道
企	業	団	議
議	会	議	長
長	之	印	

う

阪	神	水	道
企	業	団	議
議	会	副	議
議	長	之	印

え

阪	神	水	道
企	業	団	議
会	事	務	局
長	之	印	

監査委員規程

阪神水道企業団監査委員規程第1号

阪神水道企業団監査事務局規程を次のように定める。

平成20年3月28日

阪神水道企業団

監査委員 米田和哲

監査委員 ざこ宏一

阪神水道企業団監査事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阪神水道企業団監査事務局(以下「局」という。)の組織、運営その他処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 局に次の係を置く。

監査係

(分掌事務)

第3条 分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 文書の収受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 監査委員室の管理に関すること。
- (5) 監査委員の報酬、手当及び費用弁償の支給に関すること。
- (6) 職員の人事、服務、給与及び旅費に関すること。
- (7) 局の予算整理に関すること。
- (8) 物品の購入及び修繕に係る事務に関すること。
- (9) 定例監査及び随時監査等に関すること。
- (10) 決算審査に関すること。
- (11) 例月出納検査に関すること。
- (12) 住民監査請求及びその他監査に関すること。
- (13) 監査の調査及び立案に関すること。
- (14) 監査諸規程の制定又は改廃に関すること。
- (15) 各種調査及び各種資料の収集に関すること。
- (16) その他監査庶務に関すること。

(職の設置)

第4条 係に係長を置く。ただし、必要と認めるときは、局又は係に主査を置くことができる。

2 係長及び主査は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

(職の任命)

第5条 前条の規定により設けられた職は書記のうちから代表監査委員が任命する。

(臨時又は非常勤の職員)

第6条 前2条に定めるもののほか、企業長の定める規定の例により、臨時又は非常勤の職員及び職を置くことができる。

(職務の代理)

第7条 事務局長に事故があるときは、あらかじめ代表監査委員の指定した職員がその職務を代理する。

(事務局長専決事項)

第8条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員に関する人事の計画の立案及び事務分担を定めること。
- (2) 監査費の予算及び決算に関すること。
- (3) 申請、通達、照会、回答等に関すること。
- (4) 統計、資料等の作成及び収集に関すること。
- (5) 文書の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (6) 職員の出張、休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (7) 職員の超過勤務命令及び休日出勤に関すること。
- (8) 物品の購入及び修繕に係る執行の決定、契約及びそれらの変更に関すること。
- (9) その他常例に属する事項
(専決の制限)

第9条 前条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、監査委員の決裁を受けなければならない。

(準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、局の運営その他処務について必要な事項は、企業長が定める規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 阪神水道企業団監査室規程（昭和37年監査委員規程第1号）は、廃止する。

阪神水道企業団監査委員規程第2号

阪神水道企業団監査事務局公印規程を次のように定める。

平成20年3月28日

阪神水道企業団

監査委員 米田和哲

監査委員 ざこ宏一

阪神水道企業団監査事務局公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阪神水道企業団監査事務局における公印の種類、保管、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類、様式等)

第2条 公印の種類並びに書体、形式、寸法及び用途は、別表のとおりとする。

- 2 公印は、朱印とする。

(公印の保管、使用等)

第3条 公印の保管、使用等については、企業長が定める規定の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

公 印	書体	形式	寸法	用途
阪神水道企業団監査委員之印	れい書	あ	方21耗	監査委員の一般公文書
阪神水道企業団代表監査委員之印	れい書	い	方21耗	辞令、代表監査委員の一般公文書
阪神水道企業団監査事務局長之印	れい書	う	方18耗	局長の一般公文書

あ

阪 神 水 道
企 業 団 監 査
委 員 之 印

い

阪 神 水 道
企 業 団 代 表
監 査 委 員 之 印

う

阪 神 水 道
企 業 団 監
査 事 務 局
長 之 印